

LN154-C

2001 年第 154 號法律公告

《2001 年商船 (安全) (貨船構造及檢驗) (1984 年 9 月 1 日或之後建造的船舶) (修訂) (第 2 號) 規例》

(根據《商船 (安全) 條例》(第 369 章) 第 96 條訂立)

1. 生效日期

本規例自經濟局局長以憲報公告指定的日期起實施。

2. 應急電力供應

《商船 (安全) (貨船構造及檢驗) (1984 年 9 月 1 日或之後建造的船舶) 規例》(第 369 章, 附屬法例) 第 47(1)(a) 條現予廢除, 代以——

"(a) 在召集及登乘站以及通往召集及登乘站的走廊、樓梯及出口, 以及在每艘救生艇筏、其降落設備及救生艇筏所降落的水面範圍須提供的應急照明, 期間為 3 小時;"。

經濟局局長

李淑儀

2001 年 6 月 29 日

註 釋

本規例旨在因應《商船 (安全) (救生裝置) (1986 年 7 月 1 日之前建造的船舶) 規例》(第 369 章, 附屬法例) 及《商船 (安全) (救生裝置) (1986 年 7 月 1 日或之後建造的船舶) 規例》(第 369 章, 附屬法例) 的廢除而對《商船 (安全) (貨船構造及檢驗) (1984 年 9 月 1 日或之後建造的船舶) 規例》(第 369 章, 附屬法例) 作出相應的修訂。